

令和5年11月22日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成30年(ワ)第5536号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年7月19日

判 決

5 大阪市西区川口二丁目4番28号

原 告

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

同 代 表 者	湯 川 裕 司
同訴訟代理人弁護士	里 見 和 夫
同	永 鳴 靖 久
同	位 田 浩 浩
同	佐 伯 良 弘
同	大 山 弘 通
同	三 輪 晃 義
同	中 井 雅 人

10 大阪市中央区瓦町二丁目4番7号新瓦町ビル

被 告 大阪広域生コンクリート協同組合
(以下「被告広域協」という。)

20 同代表者代表理事 木 村 貴 洋

大阪府豊中市新千里西町一丁目2番11-1901号

被 告 木 村 貴 洋
(以下「被告木村」という。)

神戸市兵庫区荒田町三丁目3番6号

被 告 地 神 秀 治
(以下「被告地神」という。)

25 大阪府高槻市南平台五丁目57番14号

被 告 大 山 正 芳

(以下「被告大山」という。)

大阪府泉佐野市長滝1842番地の1

被 告 矢 倉 完 治

(以下「被告矢倉」という。)

被告ら訴訟代理人弁護士 小 寺 哲 夫

同 林 谷 浩 二

同 牟 札 大 介

同 高 田 真 司

10 同 小 寺 美 帆

同 茂 口 高 志

同 大 和 奈 月

同訴訟復代理人弁護士 金 原 征

主 文

16 1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 被告らは、原告に対し、連帶して3300万円及びこれに対する平成30年

20 1月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告らは、原告に対し、自ら別紙禁止行為目録（以下「本件目録」という。）

記載の行為をしてはならず、又は第三者をして同行為を行わせてはならない。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

25 本件は、生コンクリート（以下「生コン」という。）産業等に従事する労働者
で構成される労働組合である原告が、中小企業等協同組合法（以下「中協法」

という。)に基づき設立された被告広域協による組合員企業に対する原告との交渉等を禁止する行為等が原告の団結権及び団体交渉権を侵害する違法なものであると主張して、①被告広域協に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、被告広域協の理事である被告木村、被告地神、被告大山及び被告矢倉(以下、この4名を「被告理事ら」という。)に対し、同法38条の3による損害賠償請求権に基づき、連帶して3300万円(無形損害に係る損害3000万円及び弁護士費用300万円)及びこれに対する不法行為日である平成30年1月23日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、②被告らに対し、団結権及び団体交渉権又は不法行為に基づき、本件目録記載の行為の差止めを求める事案である。

2 前提事実(証拠(書証は特記しない限り枝番を含む。)等を引用しない事実は当事者間に争いがない。)

(1) 当事者

ア 原告は、関西地方のセメント・生コン産業及びトラック輸送等に従事する労働者で構成される労働組合である。

平成30年6月当時、原告の組合員数は約1800名であり、その代表者は武建一(以下「武委員長」という。)であった。(弁論の全趣旨)

イ 被告広域協は、中協法に基づき設立された、生コン製造企業を組合員(以下、被告広域協の組合員である企業を「加盟社」と総称する。)とする事業協同組合であり、大阪府及び兵庫県を対象区域として生コンの共同販売等の事業を行っている。

平成30年1月当時、被告木村は被告広域協の代表理事を、被告地神、被告大山及び被告矢倉はいずれも被告広域協の理事をそれぞれ務めていた。

ウ 一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会(以下「経営者会」という。)は、加盟社と原告を含む労働組合との間の団体交渉の経営者側の窓口として設

立された団体である（乙54、被告木村、弁論の全趣旨）。

(2) 被告広域協の事業等

被告広域協は、生コンの適正価格の維持、品質確保及び安定供給を目的として、加盟社が製造する生コンの共同販売事業を行っている。同事業は、①被告広域協が、需要者（買主）であるゼネコン、商社の販売店及び工事業者等（以下、これらを「ゼネコン等」という。）から、直接の売主として生コンを一括して受注する、②被告広域協は、加盟社との間で、加盟社を売主とする継続的な生コンの売買契約を締結し、工事現場ごとに生コンの製造を担当する加盟社（通常は複数）を割り当て、割り当てられた加盟社に対する生コン製造量を割り付け（以下、これらを「割当て等」という。）、加盟社が製造した生コンを買い受け、ゼネコン等に一括して販売するというものである（なお、生コンの原料の仕入れ、製造及び各工事現場への納入は加盟社が行うこととされている。）。割当て等は、被告広域協において、地理的条件（工場と現場との距離）、工場の稼働力、既割当物件に係る未納入数量、各加盟社の出荷指數（シェア）及び出荷実績等を考慮して、週1回開催される割当会議で決定されている。

(3) 原告のストライキと称する行為

ア　原告は、平成29年12月11日、経営者会に対し、同月12日からセメント輸送、生コン輸送の運賃引上げと被告広域協の民主化を求める無期限のストライキを行う旨を通告した（甲48、乙10）。

イ　平成29年12月12日から同月15日頃までの間、原告は、原告の組合員らを多人数動員し、被告地神が代表者を務める生コン製造会社である株式会社中央大阪生コン（以下「中央大阪生コン」という。）の工場や加盟社が生コンの原料を仕入れている宇部三菱セメント株式会社（以下「宇部三菱セメント」という。）等のセメント会社のサービスステーション（以下「SS」という。）38か所において、工場の出入口に原告の組合員が運動

するミキサー車を横付けしたり、工場やSSに入出場しようとする生コン等の輸送車両を停止させたりするなどの行為に及んだ（以下、原告の組合員によるこれらの行為を「本件スト」と総称する。なお、本件ストが正当な争議行為に当たるかどうかについては当事者間に争いがある。）。（乙3
5 2、60、63、66～72、74）

(4) 本件スト後の被告広域協の対応等

ア 被告広域協の理事会は、平成29年12月19日、本件ストを含む原告の行為に対して、刑事告訴、損害賠償等の対策を取ること、対策の予算として10億円を計上すること、これらを平成30年1月12日開催の臨時総会の決議事項とすることを決議した（甲76）。

イ 被告広域協は、平成30年1月10日頃、加盟社らに対し、「新規物件割当の件」と題する書面を交付した。同書面には、今後、原告による業務妨害行為がなされる可能性が否定できないところ、本件ストにより出荷不能となった23の工場（原告の分会が存在し、やむを得ず出荷を断念した工場、ミキサー輸送、セメント輸送を連帶系（以下、原告と関係が深いという意味で「連帶系」ということがある。）の輸送会社で束縛されている工場、妨害行為によって最終的に現場に迷惑をかける可能性があると判断した工場等）を経営する加盟社は対応策を検討中であり、被告広域協も対応策を検討するが、生コンの安定供給を最優先に考え、上記工場に対する割当て等を対応策のめどが立つまで見送ることなどが記載されていた。（乙15）
10
15

ウ 被告広域協は、平成30年1月12日開催の臨時総会において、原告に対する対策本部を立ち上げ、対策費用として10億円を計上し、原告の行為に対して全面的に立ち向かうことを決議した（乙16、27）。

エ 被告広域協の理事会は、平成30年1月23日、当庁に本件ストについて仮処分命令を申し立てて原告と係争中であること、必要な交渉等は被告広域協顧問弁護団の協力を得て、被告広域協として対応するので、①加盟
20
25

社が原告との間で個別に接触・交渉等を行うことを禁止すること、②経営者会加入工場、連帶系生コン輸送及びバラ輸送会社を使用している工場(原告の関与が深く、安定供給に不安のある工場)に対する割当て等を原告との問題が解決するまで自粛することを決議した(甲3。以下「本件決議」という。)。そして、被告広域協は、本件決議後、加盟社に対し、本件決議の内容を記載した「連帶労組と接触・面談の禁止」と題する書面(以下「本件書面」という。)を交付した(甲4)。

オ 被告広域協の理事会は、平成30年2月6日、当面の間、原告と関係の深い業者との取引を極力差し控えることを加盟社に対して求める旨を決議した(甲5)。また、被告広域協は、上記決議後、加盟社に対し、上記決議内容等を記載した「連帶労働組合との係争問題について」と題する書面を交付した(甲6)。

カ 被告広域協の理事会は、平成30年3月20日、加盟社である株式会社ティーワイケイ高槻生コン(以下「ティーワイケイ」という。)の代表者門田盛男(以下「門田」という。)が同年1月22日に原告の組合員らと共に国會議員に対して陳情を行ったことが、被告広域協の定款(甲1の1、乙40)に定められた除名事由である「当協同組合の事業を妨げ、又は妨げようとした」(13条3号)に該当するとして、同社を被告広域協から除名することを同年4月3日開催の臨時総会の決議事項とすることを決議した(甲10)。

被告広域協は、同年4月3日開催の臨時総会において、同社を被告広域協から除名するとの決議をした(以下「本件除名」という。)(甲11、乙29)。

3 爭点

(1) 被告広域協の不法行為責任の成否

後記4(1)の原告の主張の本件行為②、④があったか、本件行為①～④が原

告の団結権及び団体交渉権を侵害したか。

(2) 被告理事らの中協法38条の3の責任の成否

上記(1)の被告広域協の不法行為につき、被告理事らに悪意又は重過失があつたか。

5 (3) 原告の損害額

(4) 原告の差止請求の可否

団結権及び団体交渉権又は不法行為に基づく、原告の本件目録記載の行為の差止請求が認められるか。

4 争点についての当事者の主張

10 (1) 争点(1) (被告広域協の不法行為責任の成否)について

(原告の主張)

ア 本件ストは正当な争議行為であること

原告の組合員には、生コンやバラセメントの輸送会社で輸送業務に従事している者がおり、輸送運賃の引上げは、これらの労働者の労働条件の向上に結び付くものである。本件ストは、停止された環境整備費の支払を再開させる目的ではなく、輸送運賃の引上げを目的としており、正当な目的でされた。

また、本件ストの態様も業務妨害を伴うものではない。原告の組合員は、セメント会社にバラセメントの出荷停止を求めていないし、SSに監視員を派遣しても、これをもって何ら権利侵害をしていない。原告の組合員は、SSに出入りするバラセメントの輸送車両の停止を求めたが、同車両の停止後には、その進行を妨げる前面に立たず、運転席側及び助手席側から同車両の運転手に対して本件ストへの協力を求める説得活動をしていたにすぎない。原告は、中央大阪生コンにおいて、原告の組合員の就労を求めたが、これが受け入れられないため、正当な権利行使として抗議行動を行った。このほか、原告は、生コン製造会社や輸送会社において組合員の労

務提供を停止したが、これは正に正当な同盟罷業である。

したがって、本件ストは正当な争議行為である。

イ 被告広域協の不法行為

本件ストが正当な争議行為であるにもかかわらず、被告広域協は、原告の社会的評価や影響力を低下させ、組合活動を萎縮させることを目的として、平成30年1月23日以降、次の(ア)～(イ)の行為に及び、原告の団結権及び団体交渉権を侵害した。したがって、被告広域協は、不法行為責任を負う。

(ア) 平成30年1月23日、被告広域協は、加盟社に対し、原告との接触・面談を禁止する趣旨の本件書面を交付した(以下「本件行為①」という。)。

(イ) 被告広域協は、平成30年2月初旬から、原告と関係の深い加盟社や原告と関係の深い輸送会社と取引を行う加盟社に対する割当て等を制限する行為に及んだ(以下「本件行為②」という。)。

(ウ) 被告広域協は、平成30年4月3日、原告との関係が深いとしてティーワイケイを除名した(本件除名)(以下「本件行為③」という。)。

(エ) 被告広域協は、平成30年2月初旬から、加盟社に対し、原告の組合員を雇用しないように要請した(以下「本件行為④」という。)。

(被告らの主張)

ア 本件ストが正当な争議行為ではなく、違法な威力業務妨害であること

被告広域協は、原告の違法行為により被告広域協及び加盟社の業務が妨害されることを懸念し、原告が被告広域協の生コンの共同販売事業を妨害しないように、武委員長と協議交渉を重ね、構造改善事業(業者間の過当競争を回避すべく、一部の業者の営業権を一定額で買い上げるもの)の実施に際し、平成29年7月頃、原告が深く経営に関与する製造業者をこれに募集させ、構造改善費として合計10億円を支払った。また、加盟社は、平成27年、経営者会を通じて原告を含む5つの労働組合で構成される関

西生コン関連労働組合連合会（以下「労組連合会」という。）との間で、各労働組合の組合員らの福利厚生のために使用することを目的として、環境整備費（生コン出荷量1立米ごとに100円）の支払を合意し、同年11月以降、原告らに対して環境整備費を支払っていた。ところが、原告に支払われた環境整備費の多くが武委員長の支配下にある団体、同人が応援する大相撲の相撲部屋や女性歌手に流れていることが確認されたため、加盟社は、環境整備費の支払を平成29年11月末日支払分から停止した。原告は、上記環境整備費の支払停止に対する報復を目的として、同年12月12日から5日間にわたって、本件ストに及び、被告地神が代表者を務める中央大阪生コンの工場及び被告広域協の加盟社に生コンの原料を供給する宇部三菱セメント等のセメント会社のSS約40か所において、実力行使により関係車両の入出場を妨害するなどした。

このように本件ストは、その目的、手段及び態様に照らすと、正当な争議行為ではなく、違法な威力業務妨害行為である。

15 イ 本件行為①～④は不法行為ではないこと

本件行為①～④は、原告が違法な威力業務妨害行為である本件ストに及んだこと及び、今後同種行為が繰り返され、被告広域協の生コンの共同販売事業に支障が生じる可能性があることを踏まえた、被告広域協及び加盟社の利益を守ることを目的とする対応策であり、原告の社会的評価や影響力を低下させ、組合活動を萎縮させることを目的としてなされたものではない。次の(ア)～(イ)のとおり、本件行為①～④は、原告の団結権及び団体交渉権を侵害するものではないから、不法行為は成立しない。

(ア) 本件行為①について

被告広域協は、原告と係争状態に入ったことに伴い、情報を集約して、加盟社が原告による違法な業務妨害行為の影響により不利な合意を強いられる事態を回避することを目的として、被告広域協が閲知しないとこ

ろで、加盟社が原告と個別に接触・交渉することを控えるように求めたものにすぎず、原告との団体交渉等を一律に禁止したものではない。現に、加盟社の一部は、被告広域協の顧問弁護士を通じて原告と団体交渉をしている。

5 (イ) 本件行為②について

本件ストの結果、加盟社が経営する多数の工場において出荷不能になるなど被告広域協による生コンの共同販売事業に支障が生じた。被告広域協は、今後、原告による違法な業務妨害行為が繰り返される危険性があつたことから、生コンの安定供給を維持し、同様の損害の発生を回避するという事業運営上の判断に基づき、上記危険性が解消されるまでの当面の措置として、生コンの安定供給に不安がある加盟社に対する割当て等を制限したほか、本件ストの際、生コン等の輸送業務を停止し、生コンの安定供給に支障を生じさせた輸送会社の使用を極力差し控えるよう加盟社に対して求めていたにすぎない。

10 15 (ウ) 本件行為③について

門田（ティーワイケイの代表者）は、平成30年1月22日、原告の多数の組合員らと共に、経済産業省の職員ら及び国会議員に対し、被告広域協による割当て等の減少がされないように陳情した。門田の上記陳情行為は、原告による違法行為を助長、支援、容認等するものであるとともに、被告広域協の共同販売事業の実施を著しく阻害する行為である。被告広域協は、上記陳情行為について、ティーワイケイに対して説明を求めたものの、同社は、事実関係を明らかにしないなど、十分な説明をしなかった。

したがって、門田の上記陳情行為は、被告広域協の定款に定められた除名事由（被告広域協の事業を妨げ、又は妨げようとした）に該当するのであり、本件除名は不法行為には当たらない。

(イ) 本件行為④について

被告広域協は、加盟社に対し、原告の組合員を雇用しないように要請したことはない。

(2) 争点(2)（被告理事らの中協法38条の3の責任の成否）について

(原告の主張)

本件行為①～④の当時、被告理事らはいずれも被告広域協の理事を務め、被告広域協の業務を執行する役割を担っていたから、被告広域協に対して法令を遵守させ、労働組合の団結権及び団体交渉権を侵害する行為に及ぶことを防止すべき善管注意義務を負っていた。

しかるに、被告理事らは、平成30年1月23日に開催された理事会等において、原告の団結権及び団体交渉権を侵害する本件決議等を主導し、被告広域協をして、原告の上記各権利を侵害させた。

したがって、被告理事らは、上記(1)で主張した被告広域協の不法行為につき、悪意又は重過失による任務懈怠があり、中協法38条の3の責任を負う。

(被告らの主張)

そもそも被告広域協の原告に対する不法行為責任が成立しないから、これを前提とする被告理事らの上記責任は成立しない。

(3) 争点(3)（原告の損害額）について

(原告の主張)

被告広域協の不法行為及び被告理事らの任務懈怠の結果、原告は、組合員の減少等による労働組合としての社会的評価や影響力の低下、組合活動の萎縮等の無形損害を被った。これを金銭に評価すると3000万円を下らず、本訴の弁護士費用は300万円が相当である（損害合計3.300万円）。

(被告らの主張)

否認又は争う。

(4) 争点(4)（原告の差止請求の可否）について

(原告の主張)

被告広域協は、上記(1)のとおり、本件行為①～④の不法行為に及び、今後も同様の行為に及ぶ可能性がある。また、被告理事らも個人として原告に対して被告広域協と同様の行為に及ぶ可能性がある。

したがって、原告は、団結権及び団体交渉権又は不法行為に基づき、被告らに対し、本件目録記載の行為の差止めを求めることができる。

(被告らの主張)

団結権及び団体交渉権は、国又は使用者に対して認められる相対的な権利にすぎず、不当労働行為は、本来、救済命令手続により救済されるべきである。団結権及び団体交渉権に基づく妨害排除（予防）請求権は、私法上の根拠が明らかではなく、これを認めることはできない。

また、被告広域協による原告の団結権及び団体交渉権を侵害する不法行為は成立しないし、不法行為の効果として認められるのは、損害賠償及び名誉回復措置のみであり、差止請求を認めるべき法的根拠はない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、後掲各証拠（書証は特記しない限り枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) 事業協同組合の一体化等

ア 生コンは、土木・建設工事に不可欠な建設基礎資材であり、セメント・砂利・混和剤等を水で練り混ぜて製造するが、J I S規格により、練り混ぜを開始してから90分以内に現場での荷卸しを終了させるように定められている。このような商品特性のため生コンは作り置きができず、生コン製造業者は、受注した分のみを製造することになり、供給範囲も限定されるため、ほとんどが中小企業であり、材料や製法による差別化が難しく、過当競争に陥りやすい。

平成24年頃、大阪府には、生コン製造業者を組合員とする中協法に基づく事業協同組合として、被告広域協のほか、阪神地区生コン協同組合及び大阪レディーミクストコンクリート協同組合が存在したほか、いずれの協同組合にも属さない生コン製造業者（アウト社）が約20社存在したため、価格競争が激しく、生コン製造業の経済的な低迷が問題となっていた。

その頃、このような状況を打開するため、上記3つの協同組合の一体化に向けた協議が開始され、平成27年7月頃、被告広域協に他の2つの協同組合の組合員企業及びいずれの協同組合にも属さない企業（アウト社）の一部が加入することにより、上記一体化が実現した。現在、大阪府及び兵庫県の生コン製造業における被告広域協による市場占有率はほぼ100%に達している。

（弁論の全趣旨）

イ 一方、原告は、平成22年、被告広域協の役員が代表者を務める会社の工場において出荷を妨害したなどとして、妨害行為の差止めや損害賠償を求める訴訟を提起されたほか、平成22年及び平成23年、他社からも同種訴訟を提起され、平成23年及び平成25年、いずれも妨害行為の差止め等を認める判決を言い渡された。（乙1～3）

（2） 経営者会と労組連合会間の協定の成立及び環境整備費の支払合意

ア 協定の成立

平成27年11月25日、経営者会と原告を含む5つの労働組合で構成される労組連合会は、被告広域協による生コンの共同販売事業を含む生コン関係事業についての協力・協調関係を構築し、セメント・生コン事業の円滑な推進と業界の安定的な発展を図るために、要旨下記の内容の協定書を取り交わした（以下「平成27年協定」という。）。（乙7）

記

3条1号 労組連合会は、①生コンの販売先・納入先である販売店・施工

業者（ゼネコン）・納入現場周辺等への街宣活動など、被告広域協と取引先との信頼関係を破壊するおそれのある行為、②生コンの販売先・納入先への契約に基づく生コンの納入を困難にするなど、被告広域協と取引先との債務不履行を招くおそれのある行為、③その他、①②に準じて、本協定の趣旨に反し、共同販売事業及び構造改革事業の円滑な実施を不可能又は著しく困難にする行為を行わないことを約する。

5 条1項 経営者会と労組連合会は、労使紛争の事前防止を目的とする紛争予防・調整のための委員会を経営者会に設置することを確認し、同委員会は、経営者会と労組連合会同数のメンバーにより構成される。

10 同条2項 労組連合会の各労働組合が関わる労使紛争が生じるおそれが生じた場合には、事前に上記委員会に申立て等を行うことにより、紛争の事前防止・調整を試みる。

15 7条 経営者会は、労組連合会に対し、上記約定に基づく各種事業についての委託費用・参加協力費用・報酬及び協賛金等として、相当額を支払う。具体的金額及び支払方法等については、経営者会及び労組連合会の別途協議により定めるものとする。

イ 環境整備費の支払等

平成27年協定締結の際、経営者会は、労組連合会との間で、加盟社が経営者会を通じて労組連合会の各労働組合に対し、各労働組合の組合員の福利厚生のための環境整備費として、毎月、出荷する生コン1立米ごとに100円を支払うことを合意し、同年11月から環境整備費の支払が開始された。被告広域協の加盟社の出荷量は年間500万立米を超えており、環境整備費の額は年間5億円を超えていた。（弁論の全趣旨）

25 また、被告広域協は、平成29年6月末頃、同年度構造改善・集約廃棄斡旋事業の廃棄事業に伴い、事業を廃止する加盟する3社（いずれも原告と関係のある会社）との間で、被告広域協が、3社から出荷指數を買い上

げ、3社に対し、出荷指數買上げ支援金として合計約10億円を支払う旨を合意し、その後、上記支援金が原告の武洋一書記長（武委員長の親族）が代表取締役を務める株式会社に支払われた。（乙6、8、25の2、弁論の全趣旨）

5 (3) セメント・生コン輸送運賃の引上げ要求

原告は、平成27年から平成29年までの各春闘の際、他の労働組合と共に、加盟社に対し、セメント・生コン輸送業者との間の契約における輸送運賃の最低基準を確立すること等を求めるとともに、平成28年10月頃以降、平成29年4月に生コンの価格が引き上げられることに伴い、輸送運賃の引上げも要求した（甲39～47、証人小谷野、弁論の全趣旨）。

10 (4) 環境整備費の支払停止

被告広域協は、平成29年、経営者会を通じて、環境整備費の一部が武委員長の関係団体や同人が応援している大相撲の相撲部屋や女性歌手に流れていることを認識し、加盟社は、同年11月末日に支払予定であった環境整備費の支払を停止した（以下「本件支払停止」という。）。これを知った武委員長は激高し、その頃、争議行為を実施する方針を固めた。（乙9、59、証人小谷野、弁論の全趣旨）

15 (5) 労組連合会の対応

平成29年12月初旬、労組連合会は、原告が被告広域協の加盟社に対する争議行為に及ぶ旨の情報を得たことから、同月9日、臨時の会議を開催した。武委員長は、その席上、同月12日に争議行為を決行する旨の意向を示した。これに対して、労組連合会の原告とこれに同調する1つの労働組合以外の3つの労働組合は、原告が直ちに争議行為に及ぶことには反対し、まずは被告広域協との協議を行って事実関係を明らかにする方針を取ることとした。そして、その方針に基づき、同月20日に労組連合会と被告広域協との協議が開催されることとなり、武委員長にもその日程が伝えられた。（乙14、

(6) 本件ストの状況等

ア 原告は、上記(5)の労組連合会の方針には従わず、平成29年12月11日、経営者会に対し、同月12日からセメント輸送、生コン輸送の運賃引き上げと被告広域協の民主化を求める無期限のストライキを行う旨を通告し、同月12日から同月15日頃までの間、本件ストを行った（前提事実(3)ア、甲48、乙10）。

イ 本件ストは、原告の組合員が多数（平成29年12月12日から同月14日までは1日当たり合計約210～240人、同月15日は約170人）動員され、38か所のSS（生コンの原料であるバラセメントの供給場所）及び中央大阪生コンの工場において、同時多発的に行われた。同月12日には、宇部三菱セメントが経営する大阪港のSSの出入口付近の公道上において、複数の原告の組合員が入退場しようとする輸送車両の前に立ちはだかったり、同車両に身体を密着させたり、路上に寝転がったり、SSで勤務する従業員に対して大声で恫喝したりしてその入退場を妨害し、2台の輸送車両をそれぞれ少なくとも20分以上にわたって停止させた。また、同月13日には、上記場所において、複数の原告の組合員が退場しようとする輸送車両の前に立ちはだかったり、路上に寝転がったり、SSで勤務する従業員に対して大声で恫喝したりしてその退場を妨害し、1台の輸送車両を10分以上にわたって停止させ、退場を断念させた。このほか、同月12日、中央大阪生コンの工場出入口付近においても、原告の組合員がミキサー車を横付けしたり、入退場しようとする輸送車の前に立ちはだかったりするなどしてその入退場を妨害した。（乙32、60、63、66～72、74、79、被告広域協代表者兼被告本人木村（以下「被告木村」という。））

ウ 加盟社は、1、2日分程度しか生コンの原材料であるバラセメントの在

庫を有しておらず、本件ストにより、加盟社が経営する23工場において、生コンの出荷ができなくなった。被告広域協は、これらの加盟社から他の加盟社に生コンの出荷の割付けを振り替えるなどの緊急措置を講じたが、全てにわたり対応することができず、生コンを納入する予定であった工事現場において、作業を予定どおりに行うことができない事態が生じた。このため、本件スト後、被告広域協は、顧客であるゼネコン数社から原告の組合員を事業に関与させないことを求められた。(甲14、乙15、79、83、被告木村、弁論の全趣旨)

エ 被告広域協、中央大阪生コン及び宇部三菱セメントのいずれについても、原告に加入している労働者(組合員)はいなかった(弁論の全趣旨)。

(7) 本件スト後の被告広域協の対応等

ア 被告広域協は、平成29年12月19日、理事会を開催し、本件ストを含む原告の行為に対して、刑事告訴、損害賠償等の対策を取ること、予算として10億円を計上すること、これらを平成30年1月12日開催の臨時総会の決議事項とすることを決議した(前提事実(4)ア)。

また、本件スト後も、労組連合会に対する環境整備費の支払は停止したままであった(弁論の全趣旨)。

イ 労組連合会に加入する5つの労働組合のうち、原告及び原告に賛同する1つの労働組合以外の3つの労働組合は、平成29年12月27日に労組連合会から脱会した。また、上記3つの労働組合は、平成30年1月18日、本件ストが労使協定のルール等に反しているばかりか、社会的道義からの逸脱が甚だしいものであるとして、これを非難する見解を共同で表明した(乙13、14)。

ウ 武委員長は、平成29年12月28日、被告広域協の上記アの理事会決議を含む対応等を批判し、被告広域協が行う恫喝的組織運営や組合潰しを「我々の闘いで粉碎します。」という言葉で締めくくる声明文を発表した

(乙35)。また、原告は、平成30年1月発行の機関紙「連帶ユニオンニュース」においても、1面全体を使用して被告広域協を批判する記事を掲載した(乙36)。

エ 被告広域協は、平成30年1月10日頃、加盟社に対し、「新規物件割当の件」と題する書面を交付した。同書面には、今後、原告による業務妨害行為がなされる可能性が否定できないところ、本件ストにより出荷不能となつた加盟社は対応策を検討中であり、被告広域協も対応策を検討するが、その目途が立つまでは、生コンの安定供給を最優先に考え、上記加盟社に対する割当て等を見送ること等が記載されていた。(前提事実(4)イ)

オ 被告広域協は、平成30年1月12日開催の臨時総会において、原告に対する対策本部を立ち上げ、予算として10億円を計上し、原告の行為に対して全面的に立ち向かうことを決議した(前提事実(4)ウ)。

カ ティーワイケイの代表者門田は、平成30年1月22日、原告の幹部を含む多数の組合員らと共に国會議員や経済産業省の職員等に対し、被告広域協による割当て等の制限が不当であることなどを訴える陳情を行つた。同年2月初旬、上記陳情を知った被告広域協は、門田に対し、原告の組合員らと行動を共にしたこと等の事情の説明を求めたが、門田は、陳情には問題がないなどと反論したもの、原告の組合員らと共に行動したことについて事実関係を明らかにしたり、理由を説明したりしなかつた。(乙17～22、90、弁論の全趣旨)。

キ 被告広域協は、平成30年1月23日、理事会を開催し、①原告との間の必要な交渉については、被告広域協の顧問弁護団の協力を得て、被告広域協として対応するため、原告との個別の接触・交渉等を厳に控えること、②数社のゼネコン及び販売店から、原告の組合員を現場に入れないのでほしいとの要望があることを説明し、原告との関係が深く、安定供給に不安のある加盟社に対する割当て等を原告との問題が解決するまで自粛すること

をそれぞれ決議した（本件決議）。その際、被告木村は、上記①の決議に違反した場合には厳正な対処を行うこと、上記②の加盟社は「経営者会加入工場、連帶系生コン輸送及びバラ輸送会社を使用している工場」であることを説明したほか、「連帶系の生コン輸送及びセメント輸送会社」とは直接的、間接的の両面で取引をしない方針を示し、加盟社に対して検討を求めた（前提事実④エ、甲3）。

被告広域協は、本件決議後、加盟社に対し、上記①の決議内容を記載した本件書面を交付した。本件書面には、本件ストに関し、被告広域協が仮処分を申し立て、現在原告との間で係争中であること、原告との必要な交渉等については、被告広域協が顧問弁護団の協力を得て対応するため、個別の接触・交渉等は厳に控えること、これに反した場合には、厳正な対処を行うこと等が記載されていた。（前提事実④エ、甲4）

ク 被告広域協の理事会は、平成30年2月6日、加盟社に対し、当面の間、原告と関係の深い業者との取引を極力差し控えることを求める旨を決議した。また、被告広域協は、上記決議後、加盟社に対し、上記決議内容等を記載した「連帶労働組合との係争問題について」と題する書面を交付した。（前提事実④オ）

また、被告広域協の理事会後に行われた北ブロック全社会（なお、全社会とは、被告広域協の対象区域を複数のブロックに分け、各ブロック内の全加盟社により構成される会であり、理事会の内容等が共有される。）において、理事から、取引を極力差し控えるべき業者として、近畿運輸株式会社を含む12社の社名が挙げられた（甲7、8、乙23、被告木村）。

被告広域協は、同日以降、中央コンクリート株式会社、ティーワイケイ、新淀生コンクリート株式会社等の加盟社について、割当て等の制限をした。上記各加盟社は、本件ストの際、いずれも生コンを出荷できなかった工場を経営する会社であり、その労働者には、原告の組合員が含まれていた。

(甲9、13、16、弁論の全趣旨)。

ケ 被告広域協の理事会は、平成30年3月20日、門田が同年1月22日に上記陳情を行ったことが、被告広域協の定款（甲1の1、乙40）に定められた除名事由である「当協同組合の事業を妨げ、又は妨げようとした」（13条3号）に該当するとして、ティーワイケイを被告広域協から除名することを総会に議事として提出することを決議した。同日頃、被告広域協は、門田に対し、同年4月3日開催の臨時総会において弁明の機会を与える旨を通知した。

被告広域協は、同日に開催された臨時総会において、ティーワイケイを除名するとの決議（本件除名）をした。（前提事実④カ、甲10）

（8） 刑事事件について

本件スト後、武委員長を含む原告の役員や組合員が本件ストに関して威力業務妨害罪等の疑いで逮捕され、その後、武委員長を含む約10名の原告の組合員が起訴され、有罪判決を受けるに至っている（乙12、25、34、43～45、47、58、弁論の全趣旨）。

2 争点(1)（被告広域協の不法行為責任の成否）について

争点(1)では、本件行為②④の有無及び本件行為①～④が原告の団結権及び団体交渉権を侵害する不法行為に当たるかが争点である。本件行為①～④は、本件スト後の被告広域協の一連の対応であり、本件ストが正当な争議行為であったかについて検討した上で、本件行為①～④が不法行為に当たるかについて検討する。

（1） 本件ストが正当な争議行為かについて

ア 判断枠組み

正当な争議行為かどうかは、その動機目的、態様、周囲の客観的状況その他諸般の事情を考慮して、それが法秩序全体の見地から許容されるものであるかを判断すべきである（最高裁昭和27年10月22日大法廷判

決・民集6巻9号857頁、最高裁昭和33年5月28日大法廷判決・刑集12巻8号1694頁、最高裁昭和48年4月25日大法廷判決・刑集27巻3号418頁、最高裁昭和50年8月27日第二小法廷判決・刑集29巻7号442頁、最高裁昭和50年11月25日第三小法廷判決・刑集29巻10号928頁、最高裁昭和53年11月15日第二小法廷決定・刑集32巻8号1855頁、最高裁平成4年10月2日第二小法廷判決・集民166号1頁参照)。

イ 本件ストの動機目的について

- (ア) 原告は、本件ストに及ぶ際、その目的として、セメント輸送、生コン輸送の運賃引上げ、被告広域協の民主化を掲げていたことが認められる(認定事実(3)、(6)ア)。
- (イ) しかし、本来、上記運賃引上げは契約当事者間、すなわち生コン製造業者やセメント販売業者と生コン輸送業者やセメント輸送業者間の契約内容に関する交渉事項である。本件ストの対象とされた中央大阪生コンや宇部三菱セメントは、原告の組合員である労働者がおらず、原告の組合員の雇用主ではないし(認定事実(6)エ)、上記各社が原告の組合員の基本的な労働条件について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあると認めるに足りる証拠もないから、労働組合法7条の「使用者」にも該当しない。そうすると、上記運賃引上げは、労使間の団体交渉上の目的事項、すなわち労働条件その他の待遇や労使関係上のルールに関する事項の範囲外であり、正当な目的ということはできない。

加えて、原告が本件ストの目的として掲げる被告広域協の民主化は、そもそもその内容 자체抽象的で不明であって、被告広域協は原告の組合員の雇用主ではなく、原告の組合員の基本的な労働条件について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定す

5 ることができる地位にあると認めることもできないがら、労働組合法7条の「使用者」に該当しない。そうすると、被告広域協の民主化は、労使間の団体交渉上の目的事項の範囲外であり、およそ正当な目的ということはできない。

10 かえって、①加盟社で構成される経営者会は、原告を含む労組連合会との間で平成27年協定を締結し、その後、各労働組合の組合員の福利厚生のために環境整備費を支払い、また、被告広域協は、平成29年6月頃、構造改善事業のために、原告と関係の深い3社の加盟社に対し、合計約10億円の支援金を支払うなど、その頃、被告広域協及び加盟社と原告は、協調関係にあったこと（認定事実(2)ア、イ）、②本件ストの前に原告と経営者会や加盟社との間で、上記運賃引上げについて協議や交渉等が重ねられるなどしたことはなく（弁論の全趣旨）、上記運賃引上げが両者間で喫緊の課題であったことはうかがわれないこと、③平成29年11月末日に本件支払停止がされ、これを知った武委員長が激高し、本件ストは、本件支払停止の直後に実施されたこと（認定事実(4)、(6)ア）、④原告が本件ストに及ぶとの情報に接した労組連合会は、同年12月初旬、臨時の会議を開催し、本件ストに反対し、同月20日に被告広域協との協議を予定していたこと（認定事実(5)）、⑤にもかかわらず、原告は本件ストを強行したこと（認定事実(6)ア）が認められる。

20 これらの事情からすると、本件ストは、本件支払停止に対して報復し、加盟社に対して圧力をかけて、環境整備費の支払を再開させる目的であったことがうかがわれる。

したがって、本件ストは、団体交渉上の紛争時において交渉を機能させるという争議行為の本来の目的でされたものということはできない。

25 (ウ) なお、原告は、本件ストの決行は本件支払停止以前から決まっていた旨主張する。確かに、甲47によると、平成29年10月27日に生コ

ン関連団体との労使懇談会で輸送運賃の引上げが話題にされていたことは認められるが、甲47が発行されたのは同年12月10日であって、原告と経営者会や加盟社との間で輸送運賃の引上げが喫緊の課題になつていなかることは上記説示のとおりであるから、原告の上記主張は採用することはできない。

また、甲49（原告と経営者会との間の平成29年12月13日付け書面）には、本件ストが上記輸送運賃の引上げを主な目的であることを経営者会は理解する、原告は本件ストのうち生コンの輸送及び製造工場へのストライキは同月14日に解除することを約束するなどの記載がある。しかしながら、上記説示のとおり、原告と経営者会との間で上記輸送運賃の引上げが喫緊の課題でなかったのであり、原告は、本件ストにより加盟社が混乱していた状況（認定事実(6)イ、ウ）に乗じて、本件ストの目的を糊塗するために上記書面を作成した可能性があるから、甲49によっても上記認定は左右されない。

(イ) 以上によれば、本件ストには、正当な争議行為の動機目的があつたと認めることはできない。

ウ 本件ストの態様や客観的状況等について

本件ストは、およそ5日間にわたり、毎日200人程度の多数の原告の組合員が動員され、38か所ものSS及び中央大阪生コンの工場において同時多発的になされるという大規模なもので、SSや上記工場への輸送車両の前に寝転がったり、立ちはだかったりするなど輸送車両の入退場を妨害し、原告の組合員がSSの従業員を大声で恫喝するなど実力行使を伴うものであり、その結果、加盟社が経営する23工場において生コンの出荷を不能にしたというものである（認定事実(6)イ、ウ）。

上記の態様は、平成27年協定において原告を含む労組連合会が行わないことを約していた被告広域協による生コンの共同販売事業の円滑な実

施を不可能又は著しく困難にする行為（認定事実②ア）そのものであって、平成27年協定に違反するものであり、原告の組合員の行為も、およそ不當な方法でSSや中央大阪生コンの業務を妨害するものである。

エ 小括

以上より、本件ストは、法秩序全体の見地からおよそ許容されるべきものとは認められず、正当な争議行為という余地はなく、争議行為に名を借りた業務妨害にほかならず、違法であるというべきである。

（2）本件行為①～④に不法行為が成立するか

ア 本件行為①について

被告広域協は、平成30年1月23日の理事会決議（本件決議）に基づき、加盟社に対し、「連帯労組と接触・面談の禁止」と題する本件書面を送付したが、本件書面の内容は、加盟社に対し、原告との間の団体交渉等を一律に禁止するものではなく、原告との間の個別の団体交渉を禁止し、被告広域協に対応を委ねるように求めるものである（認定事実⑦キ）。

加盟社は、違法な本件ストにより、生コンを出荷できず、被告広域協の生コンの共同販売事業に重大な支障が生じ、その後に本件支払停止が解消されず、原告も被告広域協に対する敵対的姿勢を堅持し（認定事実⑥イ、ウ、⑦ア、ウ）、原告が本件ストと同様の行為に及ぶ可能性があり、原告と被告広域協との間の紛争性が高まっている状況にあったことを踏まえると、被告広域協として、加盟社と原告との間の個別の団体交渉等を許せば、加盟社が不利益な合意等を強いられるおそれがあるものと判断したことはやむを得ないものであり、そのような事態を避けるために原告との交渉窓口を被告広域協に一本化するとの被告広域協の方針には合理性が認められるというべきである。

以上によれば、本件行為①は原告の団結権及び団体交渉権を侵害するものと認めることはできず、不法行為は成立しない。

イ 本件行為②について

被告広域協が、平成30年2月6日以降、本件決議に基づき、本件ストの際、生コンの安定供給に支障が出た加盟社に対する割当て等の制限をし、その各社には原告に加入する労働者がいたことは認めることができる（認定事実(7)ケ）。

そうすると、本件行為②は認めることができるのであり、これが不法行為に当たるかについて検討する。

この点について、上記(1)で説示したとおり、本件ストにより被告広域協の生コンの共同販売事業に重大な支障が生じたものであり、原告が本件ストと同様の行為に及ぶ可能性があったから、被告広域協が、このような事態を未然に防ぎ、生コンの共同販売事業における安定供給を確保し、自ら及び加盟社の利益を守るために、本件ストの際、生コンの供給に支障を生じさせた加盟社に対する割当て等を制限する行為（本件行為②）は、やむを得ないものであり、合理性が認められるというべきである。

そして、被告広域協による割当て等の制限は、被告広域協と加盟社との間の生コンの継続的売買契約に係る問題であり、当該加盟社に原告の組合員がいたとしても、原告は団結して組合員の使用者である加盟社と団体交渉をすることができる。

以上によれば、本件行為②について、原告の団結権及び団体交渉権を侵害するものとは認めることができず、不法行為は成立しない。

ウ 本件行為③について

本件除名は、ティーワイケイの代表者である門田が、平成30年1月22日に原告の幹部を含む多数の組合員と共に国會議員等に対して上記割当て等の制限について陳情したことを理由とするものである（認定事実(7)ケ）。

被告広域協は、原告による違法な本件ストを踏まえて、同月12日開催の臨時総会において、原告に全面的に立ち向かうことを決議したにもかか

わらず（認定事実⑦オ）、上記決議のわずか10日後に、門田は、被告広域協の方針に明らかに反する行為に及び、事実関係を明らかにせず、理由を説明しないなど（認定事実⑦カ）被告広域協に対して敵対的な態度を示していたものである。

5 これらの事情からすると、門田の上記行為は、被告広域協の定款（甲1の1、乙40）に定められた除名事由である「当協同組合の事業を妨げ、又は妨げようとした」（13条3号）に当たると認めることができるのであり、本件除名は正当かつ合理的なものというべきである。

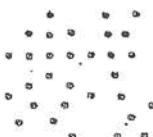
10 そして、本件除名は、被告広域協とティーワイケイとの間の問題であり、同社に原告の組合員がいたとしても、原告は団結して組合員の使用者であるティーワイケイと団体交渉をすることができる。以上によれば、本件行為③について、原告の団結権及び団体交渉権を侵害するものと認めることはできず、不法行為は成立しない。

エ 本件行為④について

15 （ア）本件全証拠によても、被告広域協が加盟社に対し、原告の組合員を雇用しないように要請したことを認めることはできない。

（イ）なお、原告は、本件行為①及び②は加盟社に対して事実上原告の組合員を雇用しないように要請するものと同視すべきであると主張するが、本件行為①及び②は、上記ア、イで説示したとおり、合理性の認められるものであるし、原告の組合員を雇用しないよう要請する内容を含むものではないから、仮に加盟社の一部が本件行為①及び②を受けて、原告の組合員を解雇する等の行為に及んだとしても、最終的には原告の組合員の使用者である加盟社独自の判断である。

20 また、証拠（甲15）によれば、令和元年8月31日、美和コンクリート株式会社の代表者である稻垣が、従業員で原告の組合員である柴田に対し、被告広域協から柴田を退職させるか、解雇するかのいずれかを



迫られていることを伝えた上で、被告広域協の対応等について、「シェア減らすのは言えへんで。そやけど、・・・連帯の会社やと思うっていうことや。ってことは、ええ、シェア減らされるわけやんか。」、「もし訴えられて、こんなん議事録残ってるし、負けますよって。・・・あいつら、こういうこと言うねん。負けてもええから、広域から金出すねんからやれって。」、「そやけど、たぶんやで、たぶんやで、広域がやれって言うやん。うん、全工場に言うやん。ほなこれ、言わなしやないやん。はい、はい、ほんなケビです、とかって言わなしやない。」などと述べたことが認められるところ、原告は、稲垣の上記発言内容によれば、被告広域協の加盟社に対する上記要請が推認できると主張する。

しかしながら、上記発言は令和元年8月31日になされたものであり、原告が本件行為④がされたと主張する平成30年2月初旬から1年半以上経過しており、上記代表者の発言内容を見ても曖昧な部分（「たぶんやで、たぶんやで」等）があり、被告広域協の加盟社に対する指示等の内容は必ずしも明らかではないこと、裁判費用の負担の件についても、本件行為①及び②に従ったことにより訴訟を提起された場合の話である可能性が否定できないこと等に照らせば、上記発言により直ちに本件行為④がなされたことを推認することはできない。

(3) まとめ

本件行為④は認められないし、本件行為①～③は、原告の団結権及び団体交渉権を侵害するものと認めることができず、不法行為は成立しない。

原告の各請求は、本件行為①～④について、原告の団結権及び団体交渉権を侵害すること、不法行為が成立することを前提とするものであるから、その余の争点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

25 第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから全て棄却することとし、主文のとおり

判決する。

大阪地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官

横田昌紀

5

裁判官

蒲田祐一

10

裁判官

山中洋美

(別紙)

禁止行為目録

- 1 被告広域協の加盟社に対して、雇用している原告組合員を退職させるよう求めたり、原告組合員を雇用しないよう求めたり、原告組合員を雇用する業者と取引しないよう求めたり、原告組合員を雇用する業者と取引を続けた場合に被告広域協からの除名・生コンの割付量の減少等の不利益な取扱いをすると告げたり、実際に原告組合員を雇用する業者と取引を継続していることを理由として被告広域協からの除名や生コンの割付量の減少等の不利益な取扱いをするなどして、労働組合法第7条1号が禁止する不利益取扱いの不当労働行為を教唆ないし懲渙する一切の行為。
- 2 被告広域協の加盟社に対して、原告又は原告組合員との接触を禁じたり、原告又は原告組合員と接触した場合に被告広域協からの除名・生コン割付量の減少等の不利益な取扱いをすると告げたり、実際に原告又は原告組合員と接触したことを理由として被告広域協からの除名や生コンの割付量の減少等の不利益な取扱いをするなどして、労働組合法第7条2号が禁止する団体交渉拒否の不当労働行為を教唆ないし懲渙する一切の行為。
- 3 被告広域協の加盟社に対して、雇用している原告組合員を退職させるよう求めたり、原告組合員を雇用しないよう求めたり、原告組合員を雇用する業者と取引しないよう求めたり、原告組合員を雇用する業者と取引を続けた場合に被告広域協からの除名・生コンの割付量の減少等の不利益な取扱いをすると告げたり、実際に原告組合員を雇用する業者と取引を継続していることを理由として被告広域協からの除名や生コンの割付量の減少等の不利益な取扱いをしたり、原告又は原告組合員との接触を禁じたり、原告又は原告組合員と接触した場合に被告広域協からの除名・生コン割付量の減少等の不利益な取扱いをすると告げたり、実際に原告又は原告組合員と接触したことを理由として被告広域協からの除名や生コンの割付量の減少等の不利益な取扱いをするなどして、労働組合法第7条3号が禁止する支配介入の

不当労働行為を教唆ないし慾漬する一切の行為。

4 その他、上記 1ないし3と同様又はこれらに準ずる方法により原告の団結権、団体行動権又は団体交渉権を侵害する一切の行為。

これは正本である。

令和 5 年 11 月 22 日

大阪地方裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 北 垣 抄

